

## 博多漁港管理会設置根拠

### ○漁港及び漁場の整備等に関する法律

---

(漁港管理会)

第二十七条 漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。

2 漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

4 漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理規程で定める。

### ○福岡市漁港管理条例（昭和37年11月19日条例53号）

---

(漁港管理会)

第2条の2 法第27条第1項の規定に基づき、博多漁港に博多漁港管理会を置く。

2 市長は、博多漁港に関し、前条第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は同条第2項の規定により乙種漁港施設の所有者又は占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ博多漁港管理会の意見を聴かなければならない。

3 博多漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成12条例21・追加、平成13条例23・一部改正)

### ○福岡市漁港管理条例施行規則（昭和37年11月22日規則71号）

---

(管理会の組織)

第1条の2 条例第2条の2第1項に規定する博多漁港管理会（以下「管理会」という。）は、会長及び委員15人以内をもつて組織する。

2 会長は、農林水産局長の職にある者をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 水産関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めるもの

4 管理会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成13規則29・追加)

(管理会の運営)

第1条の3 管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

2 管理会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項に定めるもののほか、管理会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平成13規則29・追加)